



事務連絡
平成22年12月24日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第62号）が別添のとおり平成22年12月24日付をもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の乳に関する使用禁止期間の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成22年12月24日

3. 参考

対象となる動物用医薬品は以下のとおりです。

エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）

○バイトリル2.5%注射液、5%注射液、10%注射液
(バイエル薬品株式会社)

○農林水産省令第六十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の項中「60群」を「60群」に改める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年六月二十四日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するエンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第一百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。